

浜松市公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、市民及び本市への来訪者が情報を取得及び発信するための利便性の向上を図るため、本市が公共施設等へ整備した公衆無線LANの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 公衆無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、市民及び来訪者とし、企業等による営利目的での組織的な利用は認めない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(施設及び日時)

第3条 公衆無線LANを利用することができる施設及び日時は別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(機器等)

第4条 公衆無線LANに接続するためのパソコン、タブレット、スマートフォン、その他の機器（以下「端末」という。）及び端末に供給する電源は、利用者が用意するものとする。

(利用条件)

第5条 利用者は、公衆無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

2 公衆無線LANを利用するための本市への申請等は不要とする。ただし、本規約に同意しなければ利用することができない。

3 本市が提供するID、パスワードを用いて公衆無線LANの利用を開始した時点で、本規約に同意したものとみなす。

4 公衆無線LANの利用料金は、無料とする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第三者、他の利用者若しくは本市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2) 第三者、他の利用者若しくは本市の財産又はプライバシーを侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(3) 第三者、他の利用者若しくは本市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれ

のある行為

(4) 第三者を誹謗中傷する行為

(5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為

(6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為

(7) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為

(8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為

(9) ID及びパスワードを不正に使用する行為

(10) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを使用し又は同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為

(11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

(12) 他の利用者の当該利用に対し、重大な支障を与える態様において、本サービスを利用する行為。

(13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は本市が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、当該利用の終了後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取消することができるものとする。

(1) 第6条で禁止している事項に該当する行為を行った場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合

(3) その他利用者として不適切であると市長が判断した場合

(提供の中止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、公衆無線LANの提供を中止できるものとする。

(1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合

(3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他市長が公衆無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 公衆無線LANの提供の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害につ

いても、理由を問わず、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(利用記録の取得及び利用目的)

第9条 本市は、利用者が本サービスを利用した際に、利用日時、利用アクセスポイント、端末の個別識別情報、その他の情報を、利用記録（アクセスログ）として取得することができるものとする。

2 取得した情報は、本サービスの利用状況の調査や内容の充実等に利用される。また、拠点毎の利用人数、利用時間帯等の情報は、個人が特定できない情報に処理した後、地域の観光・防災・都市機能強化施策等での活用のため、第三者の利用に供することができる。

3 前2項の規定により取得した利用記録について、警察等から提出依頼があった場合、本市はこれに応じることができる。

(免責)

第10条 市長は、公衆無線LANのサービス内容及び利用者が公衆無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 公衆無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、公衆無線LANを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、端末へのコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他公衆無線LANに関連して発生した利用者の損害について、本市は、一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 公衆無線LANへの接続に係る端末の設定は、利用者が行うものとする。端末の種類、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、本市は、一切責任を負わないものとし、個別の問い合わせには対応しないものとする。

5 利用者が公衆無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は、一切の責任を負わないものとする。

6 市長は、公衆無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第11条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

(雑則)

第12条 公衆無線LANの利用に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、浜松市情

報システム課の事務所所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

附則

本規約は、令和4年8月1日から施行する。

本規約は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	施設名	利用可能時間
1	浜松市役所（中央区役所）	8：30～21：30
2	保健所／口腔保健医療センター	8：30～21：30
3	地域情報センター	8：30～21：30
4	東部協働センター	8：30～21：30
5	西部協働センター	8：30～21：30
6	南部協働センター	8：30～21：30
7	北部協働センター	8：30～21：30
8	曳馬協働センター	8：30～21：30
9	富塚協働センター	8：30～21：30
10	佐鳴台協働センター	8：30～21：30
11	高台協働センター	8：30～21：30
12	県居協働センター	8：30～21：30
13	中部協働センター	8：30～21：30
14	北部市民サービスセンター	8：30～21：30
15	駅前市民サービスセンター	8：30～21：30
16	高丘葵市民サービスセンター	8：30～21：30
17	東行政センター	8：30～21：30
18	天竜協働センター	8：30～21：30
19	笠井協働センター	8：30～21：30
20	積志協働センター	8：30～21：30
21	長上協働センター	8：30～21：30
22	蒲協働センター	8：30～21：30
23	西行政センター	8：30～21：30
24	雄踏協働センター	8：30～21：30
25	庄内協働センター	8：30～21：30
26	伊佐見協働センター	8：30～21：30
27	和地協働センター	8：30～21：30
28	篠原協働センター	8：30～21：30
29	神久呂協働センター	8：30～21：30
30	入野協働センター	8：30～21：30
31	舞阪支所	8：30～21：30
32	南行政センター	8：30～21：30
33	飯田市民サービスセンター	8：30～21：30

No.	施設名	利用可能時間
34	南陽協働センター	8:30~21:30
35	新津協働センター	8:30~21:30
36	白脇協働センター	8:30~21:30
37	五島協働センター	8:30~21:30
38	可美協働センター	8:30~21:30
39	可美市民サービスセンター	8:30~21:30
40	三方原協働センター	8:30~21:30
41	浜名区役所	8:30~21:30
42	北行政センター	8:30~21:30
43	都田協働センター	8:30~21:30
44	新都田市民サービスセンター	8:30~21:30
45	引佐支所	8:30~21:30
46	三ケ日支所	8:30~21:30
47	浜名協働センター	8:30~21:30
48	亀玉協働センター	8:30~21:30
49	中瀬協働センター	8:30~21:30
50	北浜南部協働センター	8:30~21:30
51	赤佐市民サービスセンター	8:30~21:30
52	天竜区役所	8:30~21:30
53	二俣ふれあいセンター	8:30~21:30
54	熊ふれあいセンター	8:30~21:30
55	上阿多古ふれあいセンター	8:30~21:30
56	下阿多古ふれあいセンター	8:30~21:30
57	光明ふれあいセンター	8:30~21:30
58	竜川ふれあいセンター	8:30~21:30
59	春野支所	8:30~21:30
60	佐久間支所	8:30~21:30
61	浦川ふれあいセンター	8:30~21:30
62	城西ふれあいセンター	8:30~21:30
63	山香ふれあいセンター	8:30~21:30
64	水窪支所	8:30~21:30
65	龍山支所	8:30~21:30
66	龍山北市民サービスセンター	8:30~21:30
67	鹿島市民サービスセンター	8:30~21:30